

**令和 8 年度（2026 年度）第 3 回
宝塚市上下水道事業審議会議事概要**

宝塚市上下水道局

令和 8 年度(2026 年度)第 3 回宝塚市上下水道事業審議会議事概要

[日 時] 令和 8 年 8 月 17 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

[場 所] 宝塚市第二庁舎 第 1 会議室

[出席委員] 鋤田 泰子 尾崎 平
足立 泰美 今里 有利
神谷 宏 池上 陽子
植村 純 松本 吉隆

(敬称略・順不同)

[事務局] 藤本 管理者 下野 局長
前田 経営管理部長 中条 施設部長
細江 総務課長 川西 経営企画課長
和泉 浄水課長 宇野 水質検査担当課長
寺脇 給排水設備課長 窪田 下水道課長

- 1 管理者挨拶
- 2 資料の確認

会議次第

資料 1：令和 8 年度第 3 回宝塚市上下水道事業審議会資料

- 3 審議会の成立、傍聴者の確認

事務局：(前田) 委員総数 10 人中、出席委員 8 人のため宝塚市上下水道事業審議会規則第 6 条第 2 項により、本日の審議会は成立しました。本日は傍聴者はおられませんので、報告します。

- 6 議題

諮問

「上下水道事業の持続可能な経営基盤の構築に向けた水道料金及び下水道使用料の水準並びに体系の見直しについて」

- (1) 料金体系について(水道料金)
- (2) その他

会 長：それでは、議題 1 の「料金体系について(水道料金)」事務局説明をお願いします。

事務局：資料「料金体系について（水道料金）」をご確認ください。（以下説明省略）

会 長：今回と次回の審議会において、水道の料金体系について審議し、内容を固めていきたいと考えています。前回は、水道料金の改定率の算定について審議し、資産維持率は1%とし、改定率は30%程度としますが一度に上げるのは難しいので、2段階で改定するという事を承認いただきました。そして、今回試算いただいたところでは、資産維持率については負担の急増を考慮し、最初の2年間で0.5%、後の2年間で1.5%と2段階にしたということです。その上で、いくつかのケースの試算をしていますが、資料26ページにあるとおり審議事項の一つは、基本料金の割合を下げるのか、従量料金との割合をどうするのかということになります。まず確認ですが、基本料金の割合が高くなっているということについて、前回の料金改定時からそうになっているのですか。

事務局：前回の料金改定の際は、基本料金は一定いただいているので、従量料金のみの改定で良いという話になっていました。基本料金と従量料金の割合をどのように出しているかということ、料金対象経費の需要家費と固定費、変動費の状況を見て計算しています。本市では固定費の割合が大きく、基本料金を高くしていきたいところですが、使用水量が少ない方々の負担を考慮するなどし、現在のところ基本料金と従量料金の割合は4：6ぐらいとなっています。

会 長：阪神水道企業団からの受水量が増えたことによって、基本料金と従量料金の割合が変わったということはあるですか。

事務局：前回の料金改定の時も、基本料金と従量料金の割合はほぼ同じでした。

委 員：前回の料金改定の際の審議で、宝塚市では別荘のような家が一定数あって、基本料金が高くなると水道を閉栓してしまう可能性があるという話があったと思いますが、そういうことは考えなくていいのですか。

事務局：使用水量がほぼゼロで、開栓だけしているところは結構あります。別荘や、相続した親の家にたまに来るので開栓だけしている場合などで、3,000戸ぐらいはあるのではないかと思います。

委 員：そのようなところは、基本料金を上げると閉栓してしまうかもしれないので、基本料金について十分考慮する必要があると理解しました。

会 長：開栓・閉栓する際の手数料は取っているのですか。

事務局：手数料はいただいていません。電話またはメールによる連絡で開栓・閉栓を行っています。

委 員：掃除などで水道を使う時だけ開栓してくださいと言われると、その間しか料金が取れなくなりますね。

委 員：某ガス会社が開栓料・閉栓料を取るという約款変更のお知らせを出されました。事務的・技術的な負担が大きい場合に限定するような形が理想的だと思いますが、手数料を設定されたら良いのではないのですか。具体的な事例では、料金未納

のまま閉栓していたところが再開栓する場合に、相応の手数料を取るなどが考えられます。

事務局：直ちに対応することは難しいです。参考にさせていただきます。

委員：水道という公共サービスの維持が大目的で、収支は持続的経営ができる形にしておかねばいけないということで、今回の料金体系の話になっていると思います。その観点から、水道はあまり使っていないが開栓だけしている方にも一定の負担をしていただくのは良いと思います。また、水道料金の改定によって需要が特に変動するものとして、外食事業があります。外食事業の方々は事業環境を見ながら出店を検討されますので、宝塚市が近隣市に対する競争力を維持するという考え方が必要ですが、今回はそのような検討もされているように思います。各家庭の料金設定については、一人暮らしより2人・3人の世帯の方が1㎡当たりの単価が低くなっており、なるべく水を使っていただいて収益の安定化に繋げるという考え方も入っていると思います。従って、大枠の方向性としては、ご提案の料金体系で良いと考えます。

会長：原案のとおりで良いということになると、最初の2年間は試算Dで、後の2年間は試算Fという形になりますが、最初の令和10年度の料金改定の際には、2段階で改定を行うことをまとめて市議会に提案して決定するということでよろしいか。また、令和14年度に2.2%を上げるかどうかについては、その段階にならないと決められないという理解でよろしいですね。

事務局：そのように考えています。最初の料金改定だけが認められて、2回目が認められないという場合、総括原価で全体が回収できないということになりますので、両方を合わせて条例改正することを想定しています。

委員：今回、2回にわたる水道料金改定の話をしていますが、危惧しているのは2回では済まないということです。金利水準は、この審議会でも料金の議論を始めた頃と比べて3倍ほどになっており、今後も上昇するでしょうし、阪神水道企業団などからの受水費も上がっていく可能性があります。そうなった時に、論理的破綻のない説明ができるようなロジックを組んでおく必要があり、説明の仕方を工夫していただけたらと思います。先の先まで見越して、リスクを踏まえた検討をお願いします。

委員：資料6ページに総括原価の控除項目が示されており、分担金7,000万円を控除項目に含めることとされていますが、今のリスクというお話を踏まえると、それで良いのかと思いました。

事務局：ここ数年では分担金を毎年1億5,000万円ほどいただいています。マンション建設や大型の住宅開発などで額は変動します。市内の住宅開発は少しずつ減少していくとは思いますが、7,000万円程度は維持できると見込んでいます。分担金については、水道料金が高くなり過ぎないように開発に関するところは別にいただ

くというスタンスですので、その点も考慮して一定の分担金を見込むことにしています。なお、今回の総括原価の計算において、最初に水道料金の改定ができれば、借り入れる額が減り支払利息の額が減少すると見込まれますので、その場合は今後懸念される金利の上り幅へのバッファーになるのではないかと考えています。

委員：人口が増加していた時代では、水道料金の改定が20年近く行われなかったといった自治体も多かったと思いますが、人口が減少し節水機器も増えているという状況では、10年・20年単位で料金改定しないというのはもうないと思います。日本水道協会も、基本的に3～5年程度での料金見直しの方針を示しています。従って、今回料金改定したからといって今後10年改定がないということではなく、基本的には4～5年に1回ぐらいの料金改定は避けられないということを、市民にご理解いただくような広報が必要です。資料25ページの財政計画を見ると、企業債残高対給水収益比率は下がっていきませんが、企業債残高は増えていきます。借金が減っていくわけではないので、そういう意味でも定期的な料金改定は必要であろうということです。また、今回の料金改定では改定率が余りにも大きくなるので2段階にするという提案ですが、一方で健全な経営として1回で改定するとすれば、本当はこれだけの改定率になりますという説明も要るのではないかと考えます。本来はこうあるべきというあるべき論と、市民の負担の大きさを考えたときの激変緩和の対応、両方の説明が必要だと思いました。

会長：あるべき論ということで、その試算は作成しておいた方が良いですね。本来はこのような金額になるけれど、やはり直ちにこれを実施するのは難しいという資料を作って、説明材料にしていくのは必要かと思います。

委員：資料12ページで示されているように、宝塚市は固定費が本当に高く、料金対象経費の8割となっています。従って、日本水道協会の料金算定要領に書かれているような基本料金31%、従量料金69%という割合にはできず、まちの地形の影響もあって、本来は8割を基本料金で徴収しないといけなような状況にあります。そのような厳しい状況ではあるものの、現在は基本料金41%、従量料金59%という割合となっています。本来のあるべき論を示した上で、これだけ頑張っているということ、宝塚市は地形が際立って他と異なるということも、資料になるのではないかと思います。今後、人口減少と水需要の減少が進行し、経営は更に厳しくなります。資料25ページには、令和14年度の料金改定率の案も示されていますが、これは2年に1回程度の料金改定をせざるを得ないという状況が表されているわけですので、周知は慎重に行っていくことが重要です。

事務局：本市は、地形上どうしても固定費が高く、また大口の利用者は少ない状況ですので、水道を市民みんなで支えていかなければならないということをお伝えした上で、今後増加が見込まれる少ない使用水量の世帯にも一定の負担をしていただき

たいということを説明していく必要があると考えています。

会 長：資料25ページに料金改定の試算として、令和10年度と令和12年度のほか、令和14年度に2.2%という数値が出ていますが、今回の料金改定の検討は令和13年度までなので、令和14年度以降の数値は議論しないということでしょうか。

事務局：水道ビジョンは令和17年度までとなっており、期間の最終時点で料金回収率や企業債残高対給水収益比率などが目標値に達するような経営を目指していくことを示しています。令和14年度以降の細かな計算をすることは難しく、またその数値を固定することは妥当ではないと認識していますが、現時点で試算すると2.2%程度の料金改定は必要になると見込まれます。また、市の監査委員からは、最近の物価状況を踏まえ、資産維持率は1%ではなく2%程度に上げるべきではないかといった意見もいただいています。従いまして、令和14年度以降についても、将来を見据え料金水準や体系について、定期的に検証することが重要であると考えています。

委 員：上下水道事業の経営が厳しいという話は、最近は新聞やニュース等で取り上げられて周知度は上がっていますが、実際に料金を値上げした自治体は過半に達していないと思います。厳しい経営状況が国民全体には共有されていない状況ですが、今後のビジョンを考えると多くの自治体で大幅値上げとなります。そして、そもそも料金の上げ幅が足りなかったという話は、先になって見えてきます。今後、企業債が増大し利払いができなくなるタイミングで、大幅値上げになるのではないかと思います。その上げ幅は現時点では見えませんが、将来に向けて幅を持たせた議論をして、「過去にこんな話をしましたが、やはりそうになりましたね」といったことが言えるような準備をしておくべきだと思います。

委 員：水道というインフラを維持するためには、やはり基本料金が重要ですので、そこはしっかりと押さえた上で、使う水量に応じて従量料金を負担するのが基本だと思います。最近、大きな地震などもあって、水道は絶対必要なものだ改めて感じました。水道の利用者には個人と法人、小口と大口があって、どこにどれだけ負担していただくかという話になると様々な意見があると思いますが、大口の利用者である企業の意見は聞いたほうが良いのではないのでしょうか。企業がなくなったら、市民が働く場がなくなり、税収も減ってしまいますので、市内事業者はやはり大事だと思います。

委 員：資料26ページのグラフで示されている使用水量が少ない10m³以下の世帯からの料金収入は、全体のどれくらいを占めるのですか。別荘のようなところもあって基本料金を値上げすると、使用水量が少ないところへの影響が懸念されることでしたが、どれくらいの料金収入なのか確認できればと思います。

事務局：令和7年度のデータでは、水道料金全体の請求額に対して、10m³以下の世帯の割合は約5.9%です。全体の請求金額は41億5,000万円ぐらいで、10m³以下の世帯の

額は2億4,600万円ぐらいとなります。

委員：分かりました。使用水量が少ない世帯からの料金収入も、大きな額であると認識しました。

委員：本日ご説明いただいた案について、最初の2年間は、試算Bだと基本料金の割合が小さくなってしまうので試算Cを出し、この案では小口の負担が大きくなるので、それを少し緩和しようと試算Dという案を出されており、後の2年間の試算Fも同じ考え方で、とても良い案だと思います。資料24ページでは、近隣市町との比較が出ていますが、他市町の今後の料金改定によって状況は変わりますし、他市町と比較して料金を安くすると経営が成り立たなくなるリスクが大きいので、この比較表はあまり気にする必要はないです。一方、資料26ページで、41㎥や61～80㎥のところは原価割れしていますが、ここは適正な料金設定をして良いと思います。21～40㎥のところは原価割れでも仕方ないと考えますが、41㎥以上のところはおそらく事業系も一定含んでいるので、ここを原価割れで供給する必要はないと思います。

会長：今の案では、既存の従量料金に一定額を配賦する形になっていますが、41㎥以上のところを上げて、逆に11～20㎥のところを下げるといった試算をしても良いのではないかと思います。ただし、11～20㎥のところは対象世帯が多いので、少し下げると影響が大きくなる気もします。

委員：資料14ページのとおりの宝塚市の現行料金体系は、基本料金41%で従量料金が59%ですが、資料19ページのように本来は単一の料金という考え方もあります。現行の料金体系では、大口の使用者の単価が大きくなっていますので、仮に単一の料金にした場合、従量料金はどれくらいになるのかを計算し、その差分を見て、これだけの恩恵があるという説明もあるのではないかと思います。

会長：本日いろいろご意見をいただきましたが、基本的には最初の2年間は試算D、そして後の2年間は試算Fで進めていくということについて、反対の意見はなく合意いただいたと思います。ただし、市民にご納得いただくための説明材料として、健全経営における本来のあるべき論としての資料や、仮に従量料金が単一であった場合の資料などを用意するとともに、1㎥あたりの料金収入が原価割れしているところの料金を再検討していただくことにしたいと思います。そのような形で進めていくことでよろしいですか。

委員：はい。

委員：基本料金と従量料金の内訳ですが、基本料金41%という数字は感覚的にはやはり高いと思います。41%を維持して料金改定すると基本料金は500円以上上がることとなりますが、そうすると一旦閉栓するところが出てきて、結局全体の収入が減るということにもなりかねません。開栓や閉栓に関する手数料もセットで考える必要があると思います。

会 長：開栓費や閉栓の手数料を取っている自治体はありますので、その点も検討しておいた方が良いでしょう。

事務局：次回の審議会については、9月14日(月)の午前9時30分～11時30分の開催を予定しています。また、10月以降の開催についてメールで日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

会 長：それでは本日の議題は以上となります。

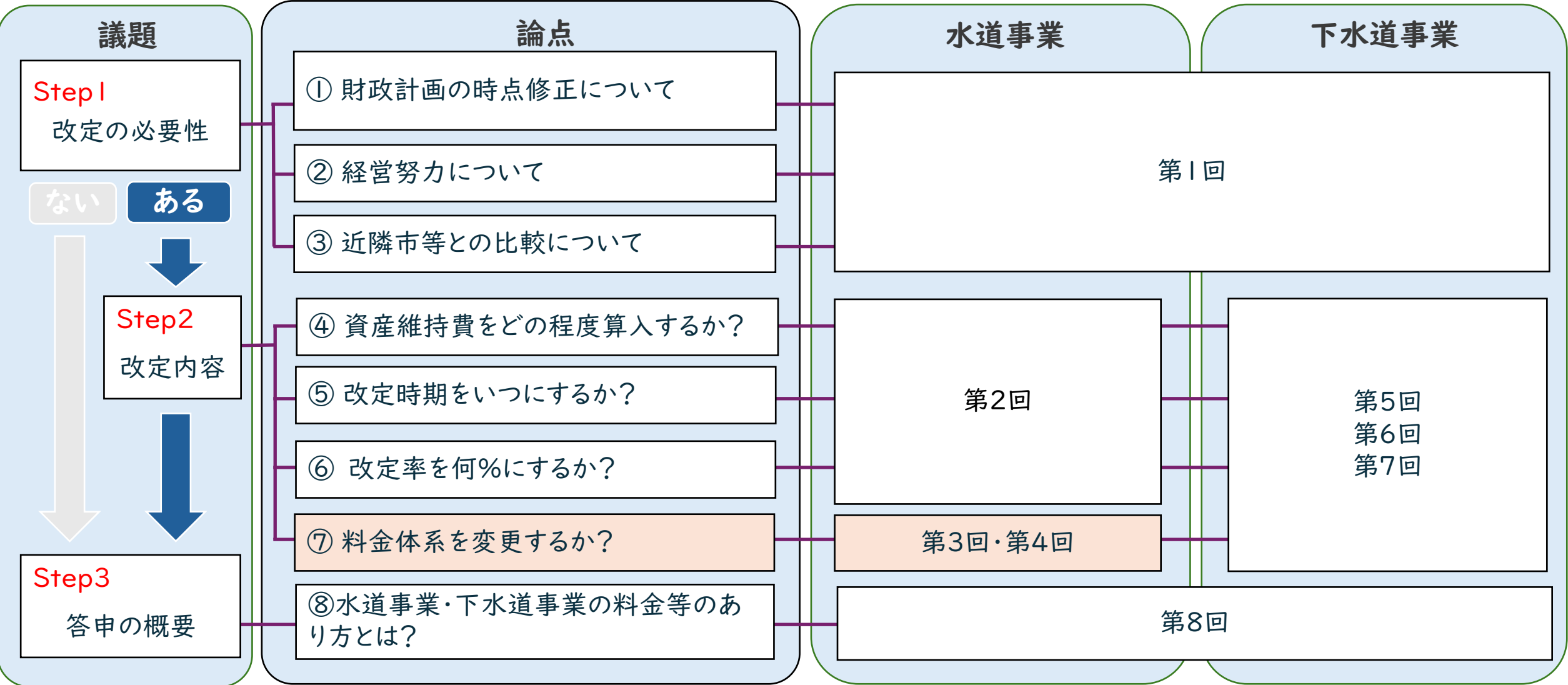
事務局：本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

上下水道事業の持続可能な経営基盤の 構築に向けた水道料金及び下水道使用料 の水準並びに体系の見直しについて

令和8年(2026年)8月17日(月)開催

議題Ⅰ：

料金体系について（水道料金）



受水費の増を
どの想定で算
定するか

- ・ 阪水の値上げがいつになるかについて確定事項は無いが、値上げは令和10年度～令和13年度までの間にほぼ確実に発生する見込みが高くなっている。さらに県営水道も令和11年度以降に値上げの可能性が出てきている。
- ・ ⇒令和10年度に受水費が改定されるものとして、総括原価を計算する。

資産維持率を
何%とするか

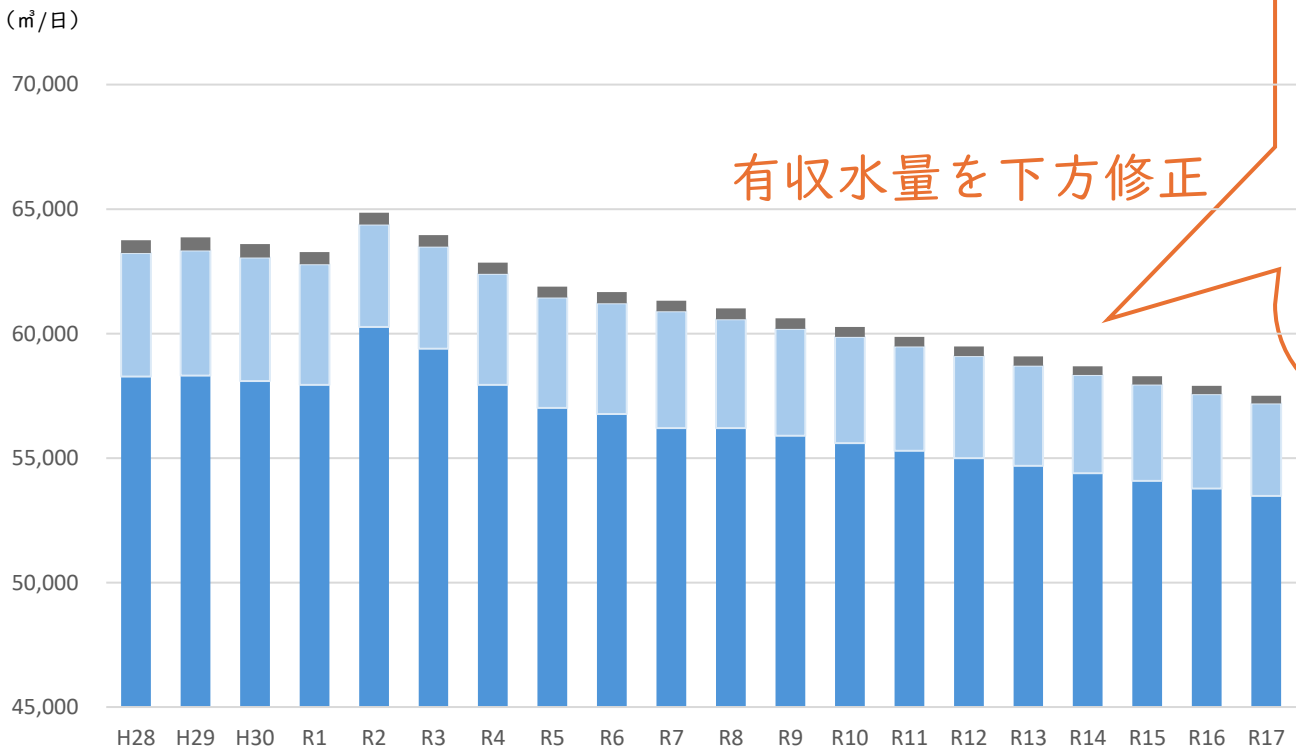
- ・ 1%以下で設定している団体も多くある（実際、本市も前回改定時は0.28%）が、ビジョンに掲げる料金改定率及び企業債残高対給水収益比率を達成し、かつ、企業債残高対給水収益比率については、徐々に類似団体平均レベルを目指して改善を進めることが将来世代の負担軽減につながる。
- ・ ⇒経営戦略策定時と同様、資産維持率1%を算入する。

改定時期を
いつにするか

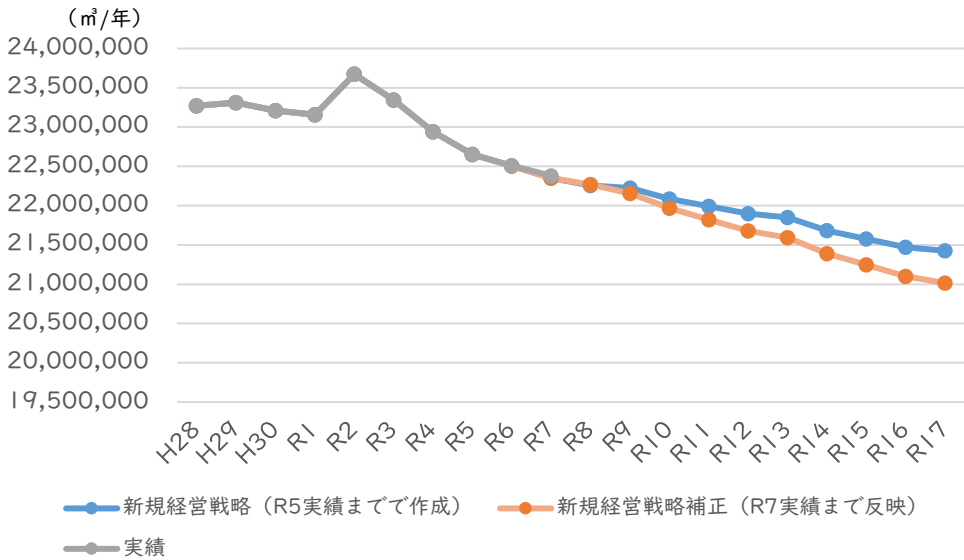
- ・ 経営戦略では水道が30%程度・下水が45%程度と高改定率となる見通しである。一括改定と分割改定を事前に比較して検討してはどうか。
- ・ ⇒水道の前期総括計算期間内で2段階で改定を実施（不足額を2回で回収）。

➤ 令和6年度及び令和7年度実績値を反映した有収水量に更新

経営戦略策定時の有収水量見込みに直近（R7）までの実績を追加で反映し最新の有収水量の推計に更新



有収水量を下方修正



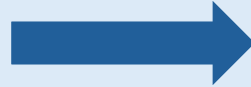
経営戦略策定時

実績
反映

受水費の改定見込みについて（令和8年6月29日時点）

令和10年度時点

改定率	<u>23.5%</u>
固定費	70.19円
変動費	14.73円



令和10年度時点

改定率	<u>28.5%</u>
固定費	73.04円
変動費	14.34円

総括原価の控除項目について

分担金のうち、今後も一定程度発生が見込まれる「口径別分担金」については、過去5年の実績に基づいて収入の可能性が高い金額（70,000千円）に限り総括原価の控除項目に含めることとします。

さらに、受取利息など、料金改定に際して総括原価から控除する項目の精査を実施し、微修正も行いました。

> 基本料金と従量料金（現行）

本市では「基本料金」と「従量料金」から構成される二部料金制を採用している。

(1) 基本料金（2カ月）

口径	基本料金（円）
13mm	1,800
20mm	2,300
25mm	3,640
30mm	11,200
40mm	22,400
50mm	44,800
75mm	56,000
100mm	112,000
150mm	168,000



(2) 従量料金

水量区分 \ 単価 (円)		口径20mm 以下	口径25mm 以上
第1段	1 m ³ ~ 20 m ³	22	160
第2段	21 m ³ ~ 40 m ³	150	160
第3段	41 m ³ ~ 60 m ³	185	190
第4段	61 m ³ ~ 80 m ³	240	240
第5段	81 m ³ ~ 100 m ³	260	260
第6段	101 m ³ ~ 600 m ³	280	280
第7段	601 m ³ ~	300	300

例えば、口径20mmの使用者が2カ月で30 m³使用した場合の料金は、

基本料金：2,300円

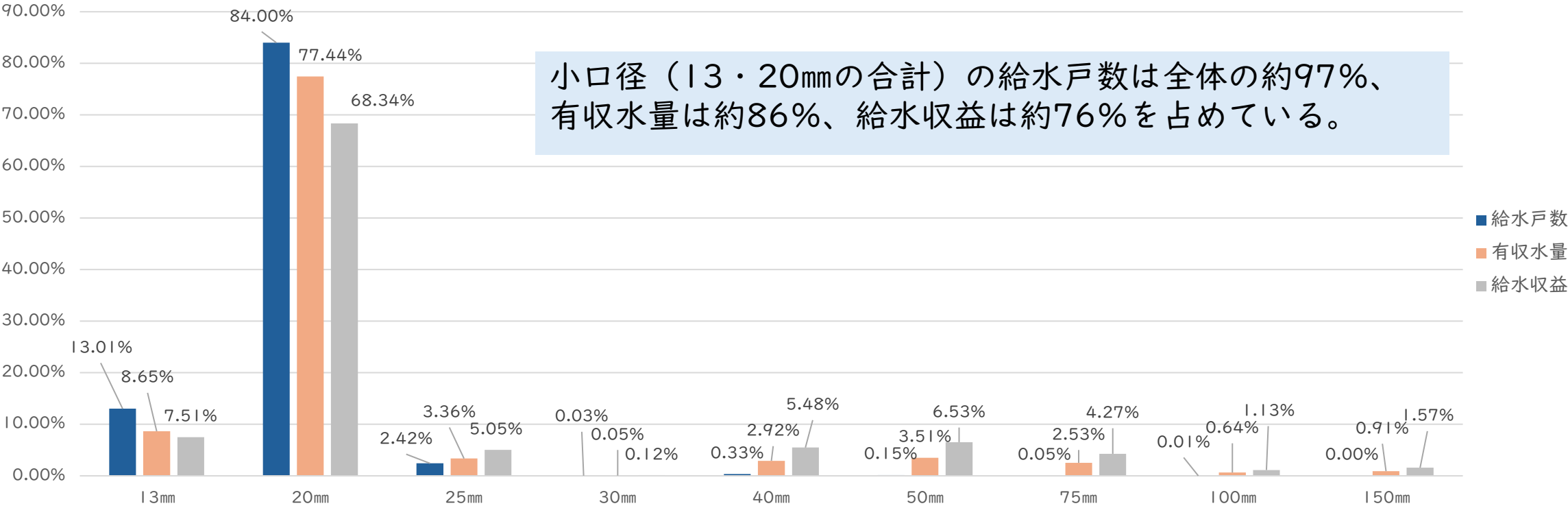
従量料金：20 m³ × 22円 + 10 m³ × 150円 = 1,940円

} 合計 4,240円

改定する場合、それぞれをどれだけ改定するか決める必要がある。

➤ 口径別の給水戸数・有収水量・給水収益の割合（令和7年度現在）

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
給水戸数	13.01%	84.00%	2.42%	0.03%	0.33%	0.15%	0.05%	0.01%	0.00%
有収水量	8.65%	77.44%	3.36%	0.05%	2.92%	3.51%	2.53%	0.64%	0.91%
給水収益	7.51%	68.34%	5.05%	0.12%	5.48%	6.53%	4.27%	1.13%	1.57%



3-3. 阪神7市1町の水道料金体系と逓増度

●口径13mmの料金体系

事業体名	基本料金 (円)	従量料金 (円)							水量区分	逓増度
宝塚市	900	1~10m ³ (22)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (185)	31~40m ³ (240)	41~50m ³ (260)	51~300m ³ (280)	301m ³ ~ (300)	7区分	2.68
尼崎市	550	1~10m ³ (45)	11~20m ³ (132)	21~40m ³ (182)	41m ³ ~ (220)				4区分	2.20
西宮市	835	1~10m ³ (14)	11~20m ³ (155)	21~30m ³ (179)	31~100m ³ (258)	101m ³ ~ (320)			5区分	3.28
芦屋市	900	基本水量 (10m ³)	11~20m ³ (140)	21~30m ³ (180)	31~40m ³ (220)	41~50m ³ (240)	51~100m ³ (270)	101m ³ ~ (300)	6区分	3.33
伊丹市	410	1~10m ³ (35)	11~15m ³ (135) 16~20 (155)	21~30m ³ (175)	31~40m ³ (185)	41~50m ³ (195)	51m ³ ~ (210)		7区分	2.76
三田市	1,100	1~10m ³ (15)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (180)	31~50m ³ (240)	51~100m ³ (290)	101m ³ ~ (350)		6区分	2.80
川西市	700	1~5m ³ (60) 6~10m ³ (80)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (220)	31~100m ³ (305)	101m ³ ~ (370)			6区分	2.64
猪名川町	850	基本水量 (5m ³) 6~10m ³ (170)	11~20m ³ (180)	21~30m ³ (220)	31~50m ³ (250)	51~100m ³ (320)	101m ³ ~ (360)		6区分	2.12

●口径20mmの料金体系

事業体名	基本料金 (円)	従量料金 (円)							水量区分
宝塚市	1,150	1~10m ³ (22)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (185)	31~40m ³ (240)	41~50m ³ (260)	51~300m ³ (280)	301m ³ ~ (300)	7区分
尼崎市	1,220	1~30m ³ (157)			31~50m ³ (203)	51m ³ ~ (240)			3区分
西宮市	955	1~10m ³ (14)	11~20m ³ (155)	21~30m ³ (179)	31~100m ³ (258)	101m ³ ~ (320)			5区分
芦屋市	1,130	基本水量 (10m ³)	11~20m ³ (140)	21~30m ³ (180)	31~40m ³ (220)	41~50m ³ (240)	51~100m ³ (270)	101m ³ ~ (300)	6区分
伊丹市	520	1~10m ³ (35)	11~15m ³ (135) 16~20 (155)	21~30m ³ (175)	31~40m ³ (185)	41~50m ³ (195)	51m ³ ~ (210)		7区分
三田市	1,100	1~10m ³ (15)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (180)	31~50m ³ (240)	51~100m ³ (290)	101m ³ ~ (350)		6区分
川西市	700	1~5m ³ (60) 6~10m ³ (80)	11~20m ³ (150)	21~30m ³ (220)	31~100m ³ (305)	101m ³ ~ (370)			6区分
猪名川町	850	基本水量 (5m ³) 6~10m ³ (170)	11~20m ³ (180)	21~30m ³ (220)	31~50m ³ (250)	51~100m ³ (320)	101m ³ ~ (360)		6区分

(参考) 逓増度が高いほど大口使用者の負担が重くなる傾向がある。

逓増度とは： 1m^3 あたりの最高単価 $\div 1\text{m}^3$ あたりの最小単価 本市の現在の逓増度は…2.68

→ $300\text{円}【\text{最高単価}】\div ((900\text{円}【13\text{mmの1か月基本料金}】+22\text{円}【10\text{m}^3の従量料金}】\times 10\text{m}^3)\div 10)$

現在の水道料金表

	口径	基本料金 (円)	従量料金 (円/㎡)						
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
			1㎡ ~20㎡	21㎡ ~40㎡	41㎡ ~60㎡	61㎡ ~80㎡	81㎡ ~100㎡	101㎡ ~600㎡	600㎡~
一般用	13mm	1,800	22	150	185	240	260	280	300
	20mm	2,300	22	150	185	240	260	280	300
	25mm	3,640	160	160	190	240	260	280	300
	30mm	11,200	160	160	190	240	260	280	300
	40mm	22,400	160	160	190	240	260	280	300
	50mm	44,800	160	160	190	240	260	280	300
	75mm	56,000	160	160	190	240	260	280	300
	100mm	112,000	160	160	190	240	260	280	300
	150mm	168,000	160	160	190	240	260	280	300
公衆浴場用	4,000		50						
臨時用	8,000		400						

※なお、今回の料金改定の検討においては、公衆浴場用および臨時用の改定については検討しない。

試算A：水道料金算定要領に基づく方法で改定を実施

試算B：現行の基本料金を維持し、従量料金のみ改定を実施

試算C：現行の基本料金と従量料金の割合を維持する改定を実施

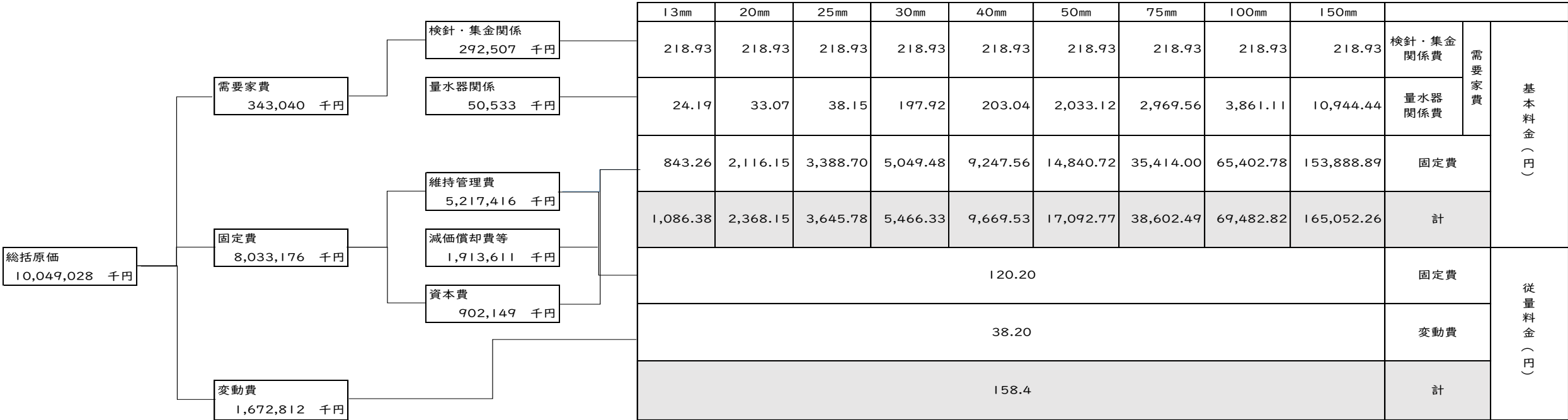
試算D：現行の基本料金と従量料金の割合を維持する改定を実施
＋
水量段階調整で生活水量と逓増度に配慮した調整を実施

4-3. 総括原価の配賦① 前期2段階改定の場合(R10-R11)

(単位：千円)

料金算定要領に基づく
総括原価の配賦

R10-R11	経費	控除額	料金対象経費				
			合計	需要家費	固定費	変動費	
資本費		903,349	1,200	902,149	0	902,149	0
	支払利息	599,105	1,200	597,905	0	597,905	0
	資産維持費	304,244	0	304,244	0	304,244	0
維持管理費		7,638,735	456,000	7,182,735	292,507	5,217,416	1,672,812
	人件費	1,466,085	183,400	1,282,685	47,448	1,235,237	0
	受水費	3,109,310	0	3,109,310	0	2,134,632	974,678
	動力費	491,259	0	491,259	0	0	491,259
	薬品費	206,875	0	206,875	0	0	206,875
	修繕費	501,081	6,000	495,081	0	495,081	0
	委託費	1,423,301	258,600	1,164,701	245,059	919,642	0
	その他	440,824	8,000	432,824	0	432,824	0
減価償却費		2,526,695	562,551	1,964,144	50,533	1,913,611	0
合計		11,068,779	1,019,751	10,049,028	343,040	8,033,176	1,672,812



4-3. 総括原価の配賦① 前期2段階改定の場合(R10-R11)

【試算A】 算定要領に基づいて計算した場合 大口径の負担が軽減される一方、小口径が負担増となってしまう

	口径	基本料金（円）	従量料金（円/㎡）							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1㎡ ～10㎡	11㎡ ～20㎡	21㎡ ～40mm	41㎡ ～60㎡	61㎡ ～80㎡	81㎡ ～100㎡	101㎡ ～600㎡	600㎡～
一般用	13mm	1,100	158							
	20mm	2,400								
	25mm	3,650								
	30mm	5,500								
	40mm	9,700								
	50mm	17,100								
	75mm	38,600								
	100mm	69,500								
	150mm	165,000								
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 (㎡)	現行料金				算定要領に基づく料金体系				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	1,100	1,580	2,680	268	133%	330
13mm	15	1,800	330	2,130	142	1,100	2,370	3,470	231	163%	670
13mm	20	1,800	440	2,240	112	1,100	3,160	4,260	213	190%	1,010
20mm	15	2,300	330	2,630	175	2,400	2,370	4,770	318	181%	1,070
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	2,400	6,320	8,720	218	152%	1,490
	口径ごとの 平均使用水量 (㎡)	現行料金				算定要領に基づく料金体系				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	1,100	3,634	4,734	206	176%	1,022
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	2,400	4,898	7,298	235	166%	1,454
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	3,650	7,426	11,076	236	97%	-147
30mm	62	11,200	10,680	21,880	353	5,500	9,796	15,296	247	70%	-3,292
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	9,700	46,768	56,468	191	58%	-20,506
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	17,100	127,664	144,764	179	54%	-61,318
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	38,600	265,598	304,198	181	56%	-118,151
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	69,500	618,096	687,596	176	54%	-289,102
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	165,000	1,780,344	1,945,344	173	55%	-791,628

算定要領による改定では急激な変化をもたらすことから、現行料金体系を踏まえ、基本料金と従量料金のバランスを考慮しながら原価を配賦する。

基本料金と従量料金の割合

	R10-R11			
	現行料金体系	算定要領	現行料金体系	算定要領
基本料金	3,297,269,440	3,140,259,100	41%	31%
従量料金	4,687,233,760	6,918,612,230	59%	69%
合計	7,984,503,200	10,049,028,000	100%	100%

試算B

現行の基本料金を維持し、
従量料金のみ改定を実施

	R10-R11				要改定額	要改定率
	現行料金体系	基本料金維持	現行料金体系	基本料金維持		
基本料金	3,297,269,440	3,297,269,440	41%	33%	0	0
従量料金	4,687,233,760	6,751,758,560	59%	67%	2,064,524,800	44.05%
合計	7,984,503,200	10,049,028,000	100%	100%	2,064,524,800	-

試算C

現行の基本料金と従量料金の
割合を維持する改定を実施

	R10-R11				要改定額	要改定率
	現行料金体系	割合維持	現行料金体系	割合維持		
基本料金	3,297,269,440	4,149,832,757	41%	41%	852,563,317	25.86%
従量料金	4,687,233,760	5,899,195,243	59%	59%	1,211,961,483	25.86%
合計	7,984,503,200	10,049,028,000	100%	100%	2,064,524,800	-

試算D

現行の基本料金と従量料金の
割合を維持する改定を実施
(試算C)

+

水量段階調整で
生活水量と逓増度への配慮を実施

	R10-R11				要改定額	要改定率
	現行料金体系	割合維持	現行料金体系	割合維持		
基本料金	3,297,269,440	4,149,832,757	41%	41%	852,563,317	25.86%
従量料金	4,687,233,760	5,899,195,243	59%	59%	1,211,961,483	25.86%
合計	7,984,503,200	10,049,028,000	100%	100%	2,064,524,800	-

4-4. 総括原価の配賦②-1 前期2段階改定の場合(R10-R11)

【試算B】 現行の基本料金を維持し、
従量料金のみ改定を実施

要改定額2,074,368,130千円を計算期間の有収水量43,788,685 m³で
除し、現在の料金体系の各従量料金に48円/m³を配賦
→従量料金のみ配賦するため、基本料金の割合が減少してしまう。

	口径	基本料金 (円)	従量料金 (円/m ³)							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1 m ³ ～ 10 m ³	11 m ³ ～ 20 m ³	21 m ³ ～ 40 m ³	41 m ³ ～ 60 m ³	61 m ³ ～ 80 m ³	81 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 600 m ³	600 m ³ ～
一般用	13mm	1,800	70	70	198	233	288	308	328	348
	20mm	2,300	70	70	198	233	288	308	328	348
	25mm	3,640	208	208	208	238	288	308	328	348
	30mm	11,200	208	208	208	238	288	308	328	348
	40mm	22,400	208	208	208	238	288	308	328	348
	50mm	44,800	208	208	208	238	288	308	328	348
	75mm	56,000	208	208	208	238	288	308	328	348
	100mm	112,000	208	208	208	238	288	308	328	348
	150mm	168,000	208	208	208	238	288	308	328	348
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 (m ³)	現行料金				従量料金のみ改定した場合				改定率	1か月あたり 増加額 (円)
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	1,800	700	2,500	250	124%	240
13mm	15	1,800	330	2,130	142	1,800	1,050	2,850	190	134%	360
13mm	20	1,800	440	2,240	112	1,800	1,400	3,200	160	143%	480
20mm	15	2,300	330	2,630	175	2,300	1,050	3,350	223	127%	360
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	2,300	5,360	7,660	192	133%	960
	口径ごとの 平均使用水量 (m ³)	現行料金				従量料金のみ改定した場合				改定率	1か月あたり 増加額 (円)
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	1,800	1,994	3,794	165	141%	552
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	2,300	3,578	5,878	190	134%	744
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	3,640	9,986	13,626	290	120%	1,128
30mm	62	11,200	10,680	21,880	353	11,200	13,656	24,856	401	114%	1,488
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	22,400	89,288	111,688	377	115%	7,104
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	44,800	261,384	306,184	379	115%	19,392
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	56,000	565,188	621,188	370	115%	40,344
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	112,000	1,341,576	1,453,576	372	115%	93,888
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	168,000	3,901,464	4,069,464	361	115%	270,432

通増度
2.18

4-4. 総括原価の配賦②-2 前期2段階改定の場合(R10-R11)

【試算C】 現行の基本料金と従量料金の割合を維持する改定を実施

基本料金は、現状の各基本料金単価に25.86%を加算する。
従量料金は、要改定額1,217,740千円を計算期間の有収水量43,788,685㎥で除し、現在の料金体系の各従量料金に28円/㎥を配賦する。

	口径	基本料金（円）	従量料金（円/㎥）							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1㎥ ～10㎥	11㎥ ～20㎥	21㎥ ～40㎥	41㎥ ～60㎥	61㎥ ～80㎥	81㎥ ～100㎥	101㎥ ～600㎥	600㎥～
一般用	13mm	2,300	50	50	178	213	268	288	308	328
	20mm	2,900	50	50	178	213	268	288	308	328
	25mm	4,600	188	188	188	218	268	288	308	328
	30mm	14,200	188	188	188	218	268	288	308	328
	40mm	28,300	188	188	188	218	268	288	308	328
	50mm	56,500	188	188	188	218	268	288	308	328
	75mm	70,600	188	188	188	218	268	288	308	328
	100mm	141,200	188	188	188	218	268	288	308	328
	150mm	211,700	188	188	188	218	268	288	308	328
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 (㎥)	現行料金				基本料金・従量料金ともに改定した場合				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	2,300	500	2,800	280	139%	390
13mm	15	1,800	330	2,130	142	2,300	750	3,050	203	143%	460
13mm	20	1,800	440	2,240	112	2,300	1,000	3,300	165	147%	530
20mm	15	2,300	330	2,630	175	2,900	750	3,650	243	139%	510
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	2,900	4,560	7,460	186	130%	860
	口径ごとの 平均使用水量 (㎥)	現行料金				基本料金・従量料金ともに改定した場合				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	2,300	1,534	3,834	167	143%	572
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	2,900	2,958	5,858	189	133%	734
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	4,500	9,046	13,546	288	119%	1,088
30mm	62	11,200	10,680	21,880	353	14,300	12,416	26,716	431	122%	2,418
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	28,300	83,368	111,668	377	115%	7,094
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	56,600	245,224	301,824	374	113%	17,212
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	70,700	531,568	602,268	358	111%	30,884
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	141,200	1,263,336	1,404,536	359	111%	69,368
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	211,700	3,676,104	3,887,804	345	110%	179,602

逓増度
1.99

4-4. 総括原価の配賦②-3 前期2段階改定の場合(R10-R11)

【試算D】 試算C+水量段階調整で
生活水量と逓増度に配慮

今回は
試算Dを採用

基本料金：現状の各基本料金単価に25.98%を加算
従量料金：要改定額を有収水量で除し、28円/㎡を配賦
→小口径の第1段を6円/㎡減。7段階・8段階をまとめる。

	口径	基本料金（円）	従量料金（円/㎡）							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1㎡ ～10㎡	11㎡ ～20㎡	21㎡ ～40mm	41㎡ ～60㎡	61㎡ ～80㎡	81㎡ ～100㎡	101㎡ ～600㎡	600㎡～
一般用	13mm	2,300	44	50	178	215	270	290	330	330
	20mm	2,900	44	50	178	215	270	290	330	330
	25mm	4,600	190	190	190	220	270	290	330	330
	30mm	14,200	190	190	190	220	270	290	330	330
	40mm	28,300	190	190	190	220	270	290	330	330
	50mm	56,500	190	190	190	220	270	290	330	330
	75mm	70,600	190	190	190	220	270	290	330	330
	100mm	141,200	190	190	190	220	270	290	330	330
	150mm	211,700	190	190	190	220	270	290	330	330
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 （㎡）	現行料金				基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	2,300	440	2,740	274	136%	360
13mm	15	1,800	330	2,130	142	2,300	690	2,990	199	140%	430
13mm	20	1,800	440	2,240	112	2,300	940	3,240	162	145%	500
20mm	15	2,300	330	2,630	175	2,900	690	3,590	239	137%	480
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	2,900	4,500	7,400	185	129%	830
	口径ごとの 平均使用水量 （㎡）	現行料金				基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	2,300	1,474	3,774	164	140%	542
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	2,900	2,898	5,798	187	132%	704
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	4,600	9,140	13,740	292	121%	1,185
30mm	62	11,200	10,380	21,580	348	14,200	12,540	26,740	431	124%	2,580
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	28,300	82,370	110,670	374	114%	6,595
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	56,500	256,840	313,340	388	117%	22,970
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	70,600	539,420	610,020	363	113%	34,760
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	141,200	1,281,160	1,422,360	364	112%	78,280
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	211,700	3,705,030	3,916,730	348	111%	194,065

逓増度
2.04

1段階目（R10）では、基本料金と従量料金の割合を維持し、生活用水や逓増度に配慮した試算Dを採用するものと仮定し、2段階目（R12）では、さらに以下2つのパターンに分けて試算を実施した。

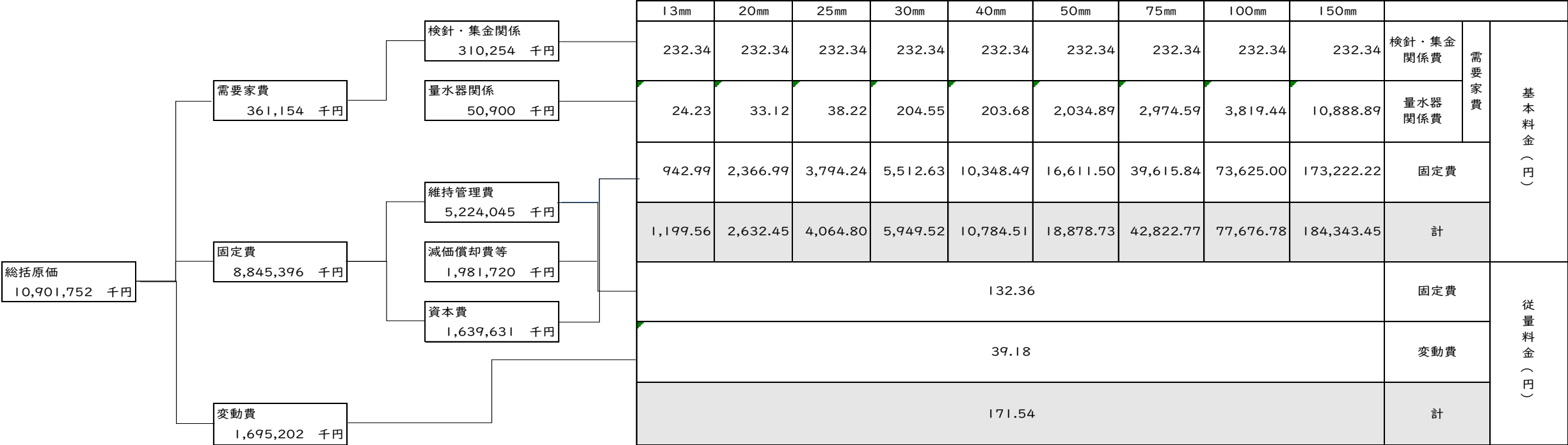
試算E：R10改定後の基本料金を維持し、従量料金のみ改定を実施

試算F：R10改定後の基本料金と従量料金の割合を維持する改定を実施
＋
水量段階調整で生活水量と逓増度に配慮した調整を実施

(単位：千円)

料金算定要領に基づく
総括原価の配賦

R12-R13	経費	控除額	料金対象経費			
			合計	需要家費	固定費	変動費
資本費		1,640,831	1,200	1,639,631	0	1,639,631
	支払利息	728,099	1,200	726,899	0	726,899
	資産維持費	912,732	0	912,732	0	912,732
維持管理費		7,645,501	416,000	7,229,501	310,254	1,695,202
	人件費	1,373,055	143,400	1,229,655	48,079	0
	受水費	3,112,501	0	3,112,501	0	974,678
	動力費	507,253	0	507,253	0	507,253
	薬品費	213,271	0	213,271	0	213,271
	修繕費	521,324	6,000	515,324	0	0
	委託費	1,490,409	258,600	1,231,809	262,175	0
	その他	427,688	8,000	419,688	0	0
減価償却費		2,545,087	512,467	2,032,620	50,900	0
合計		11,831,419	929,667	10,901,752	361,154	1,695,202



算定要領による改定では、やはり急激な変化をもたらすことから、現行料金体系を踏まえ、基本料金と従量料金のバランスを考慮しながら原価を配賦する。

試算E

R10改定後の基本料金を維持し、
従量料金のみ改定を実施

一般用	R12-R13				要改定額	要改定率
	R10料金体系	基本料金維持	R10料金体系	基本料金維持		
基本料金	4,124,705	4,124,705	41.7%	37.8%	0	0.00%
従量料金	5,772,435	6,777,047	58.3%	62.2%	1,004,612	17.40%
合計	9,897,140	10,901,752	100.0%	100.0%	1,004,612	-

試算F

R10改定後の基本料金と従量料
金の割合を維持する改定を実施
＋
水量段階調整で生活水量と
逓増度に配慮した調整を実施

一般用	R12-R13				要改定額	要改定率
	R10料金体系	割合維持	R10料金体系	割合維持		
基本料金	4,124,705	4,543,384	41.7%	41.7%	418,679	10.15%
従量料金	5,772,435	6,358,368	58.3%	58.3%	585,933	10.15%
合計	9,897,140	10,901,752	100.0%	100.0%	1,004,612	-

4-6. 総括原価の配賦①-1 前期2段階改定の場合(R12-R13)

【試算E】（=R10【試算D】×R12【試算B】）

要改定額1,004,612千円を計算期間の有収水量43,270,982㎥で除し、現在の料金体系の各従量料金に24円/㎥を配賦。
→2段階目を、すべてを従量料金に加算。

R12～（2段階目）

	口径	基本料金（円）	従量料金（円/㎥）							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1㎥ ～10㎥	11㎥ ～20㎥	21㎥ ～40㎥	41㎥ ～60㎥	61㎥ ～80㎥	81㎥ ～100㎥	101㎥ ～600㎥	600㎥～
一般用	13mm	2,300	68	74	202	239	294	314	354	354
	20mm	2,900	68	74	202	239	294	314	354	354
	25mm	4,600	214	214	214	244	294	314	354	354
	30mm	14,200	214	214	214	244	294	314	354	354
	40mm	28,300	214	214	214	244	294	314	354	354
	50mm	56,500	214	214	214	244	294	314	354	354
	75mm	70,600	214	214	214	244	294	314	354	354
	100mm	141,200	214	214	214	244	294	314	354	354
	150mm	211,700	214	214	214	244	294	314	354	354
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 (㎡)	R10改定の料金体系				R12改定後の料金体系（2段階目は従量料金のみを改定）				改定率	1か月あたり 増加額（円）	逓増度 1.90
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価			
13mm	10	2,300	440	2,740	274	2,300	680	2,980	298	109%	120	
13mm	15	2,300	690	2,990	199	2,300	1,050	3,350	223	112%	180	
13mm	20	2,300	940	3,240	162	2,300	1,420	3,720	186	115%	240	
20mm	15	2,900	690	3,590	239	2,900	1,050	3,950	263	110%	180	
20mm	40	2,900	4,500	7,400	185	2,900	5,460	8,360	209	113%	480	
	口径ごとの 平均使用水量 (㎡)	R10改定の料金体系				R12改定後の料金体系（2段階目は従量料金のみを改定）				改定率	1か月あたり 増加額（円）	
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価			
13mm	23	2,300	1,474	3,774	164	2,300	2,026	4,326	188	115%	276	
20mm	31	2,900	2,898	5,798	187	2,900	3,642	6,542	211	113%	372	
25mm	47	4,600	9,140	13,740	292	4,600	10,268	14,868	316	108%	564	
30mm	62	14,200	12,540	26,740	431	14,200	14,028	28,228	455	106%	744	
40mm	296	28,300	82,370	110,670	374	28,300	89,018	117,318	396	106%	3,324	
50mm	808	56,500	256,840	313,340	388	56,500	276,232	332,732	412	106%	9,696	
75mm	1,681	70,600	539,420	610,020	363	70,600	579,308	649,908	387	107%	19,944	
100mm	3,912	141,200	1,281,160	1,422,360	364	141,200	1,375,048	1,516,248	388	107%	46,944	
150mm	11,268	211,700	3,705,030	3,916,730	348	211,700	3,975,006	4,186,706	372	107%	134,988	

4-6. 総括原価の配賦①-2 前期2段階改定の場合(R12-R13)

【試算F】 (R10【試算D】×R12【試算D】)

基本料金：現状の各基本料金単価に10.15%を加算
従量料金：要改定額を有収水量で除し、14円/㎥を配賦
→小口径の第1段を3円/㎥減し、101㎥以上に6円/㎥加算

R12～(2段階目)

	口径	基本料金(円)	従量料金(円/㎥)							
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段
			1㎥ ～10㎥	11㎥ ～20㎥	21㎥ ～40㎥	41㎥ ～60㎥	61㎥ ～80㎥	81㎥ ～100㎥	101㎥ ～600㎥	600㎥～
一般用	13mm	2,500	55	64	192	229	284	304	350	350
	20mm	3,200	55	64	192	229	284	304	350	350
	25mm	5,100	204	204	204	229	284	304	350	350
	30mm	15,700	204	204	204	229	284	304	350	350
	40mm	31,200	204	204	204	229	284	304	350	350
	50mm	62,300	204	204	204	229	284	304	350	350
	75mm	77,800	204	204	204	229	284	304	350	350
	100mm	155,600	204	204	204	229	284	304	350	350
	150mm	233,200	204	204	204	229	284	304	350	350
公衆浴場用		4,000	50							
臨時用		8,000	400							

	想定使用水量 (㎡)	R10改定の料金体系				R12改定後の料金体系（基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮）				改定率	1か月あたり 増加額（円）	逓増度 1.90
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価			
13mm	10	2,300	440	2,740	274	2,500	550	3,050	305	111%	155	
13mm	15	2,300	690	2,990	199	2,500	870	3,370	224	113%	190	
13mm	20	2,300	940	3,240	162	2,500	1,190	3,690	184	114%	225	
20mm	15	2,900	690	3,590	239	3,200	870	4,070	271	113%	240	
20mm	40	2,900	4,500	7,400	185	3,200	5,030	8,230	205	111%	415	
	口径ごとの 平均使用水量 (㎡)	R10改定の料金体系				R12改定後の料金体系（基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮）				改定率	1か月あたり 増加額（円）	
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価			
13mm	23	2,300	1,474	3,774	164	2,500	1,766	4,266	185	113%	246	
20mm	31	2,900	2,898	5,798	187	3,200	3,302	6,502	210	112%	352	
25mm	47	4,600	9,140	13,740	292	5,100	9,763	14,863	316	108%	562	
30mm	62	14,200	12,540	26,740	431	15,700	13,308	29,008	468	108%	1,134	
40mm	296	28,300	82,370	110,670	374	31,200	87,324	118,524	400	107%	3,927	
50mm	808	56,500	256,840	313,340	388	62,300	272,300	334,600	414	107%	10,630	
75mm	1,681	70,600	539,420	610,020	363	77,800	572,074	649,874	387	107%	19,927	
100mm	3,912	141,200	1,281,160	1,422,360	364	155,600	1,358,700	1,514,300	387	106%	45,970	
150mm	11,268	211,700	3,705,030	3,916,730	348	233,200	3,929,424	4,162,624	369	106%	122,947	

4-6. 総括原価の配賦② 2段階改定後の料金と現行料金との比較

【試算E】

	想定使用水量 (㎡)	現行の料金体系				R12改定後の料金体系（2段階目は従量料金のみを改定）				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	2,300	680	2,980	298	148%	480
13mm	15	1,800	330	2,130	142	2,300	1,050	3,350	223	157%	610
13mm	20	1,800	440	2,240	112	2,300	1,420	3,720	186	166%	740
20mm	15	2,300	330	2,630	175	2,900	1,050	3,950	263	150%	660
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	2,900	5,460	8,360	209	146%	1,310
	口径ごとの 平均使用水量 (㎡)	現行の料金体系				R12改定後の料金体系（2段階目は従量料金のみを改定）				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	2,300	2,026	4,326	188	161%	818
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	2,900	3,642	6,542	211	149%	1,076
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	4,600	10,268	14,868	316	131%	1,749
30mm	62	11,200	10,380	21,580	348	14,200	14,028	28,228	455	131%	3,324
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	28,300	89,018	117,318	396	120%	9,919
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	56,500	276,232	332,732	412	124%	32,666
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	70,600	579,308	649,908	387	120%	54,704
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	141,200	1,375,048	1,516,248	388	120%	125,224
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	211,700	3,975,006	4,186,706	372	119%	329,053

【試算F】 こちらのパターンで、以降試算

	想定使用水量 (㎡)	現行の料金体系				R12改定後の料金体系（基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮）				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	10	1,800	220	2,020	202	2,500	550	3,050	305	151%	515
13mm	15	1,800	330	2,130	142	2,500	870	3,370	224	158%	620
13mm	20	1,800	440	2,240	112	2,500	1,190	3,690	184	165%	725
20mm	15	2,300	330	2,630	175	3,200	870	4,070	271	155%	720
20mm	40	2,300	3,440	5,740	144	3,200	5,030	8,230	205	143%	1,245
	口径ごとの 平均使用水量 (㎡)	現行の料金体系				R12改定後の料金体系（基本料金・従量料金ともに改定した場合+生活水量と逓増度に配慮）				改定率	1か月あたり 増加額（円）
		基本料金	従量料金	合計	供給単価	基本料金	従量料金	合計	供給単価		
13mm	23	1,800	890	2,690	117	2,500	1,766	4,266	185	159%	788
20mm	31	2,300	2,090	4,390	142	3,200	3,302	6,502	210	148%	1,056
25mm	47	3,640	7,730	11,370	242	5,100	9,763	14,863	316	131%	1,747
30mm	62	11,200	10,380	21,580	348	15,700	13,308	29,008	468	134%	3,714
40mm	296	22,400	75,080	97,480	329	31,200	87,324	118,524	400	122%	10,522
50mm	808	44,800	222,600	267,400	331	62,300	272,300	334,600	414	125%	33,600
75mm	1,681	56,000	484,500	540,500	322	77,800	572,074	649,874	387	120%	54,687
100mm	3,912	112,000	1,153,800	1,265,800	324	155,600	1,358,700	1,514,300	387	120%	124,250
150mm	11,268	168,000	3,360,600	3,528,600	313	233,200	3,929,424	4,162,624	369	118%	317,012

口径20mmの場合

R10・R12ともに基本料金と従量料金の割合を維持し、生活用水と逓増度に配慮した調整を実施した場合の料金

(円)

市 \ 水量		20m³	40m³	60m³	80m³	100m³	500m³	1,000m³
尼崎市		2,000 ②	4,640 ①	8,280 ②	11,920 ②	16,320 ②	104,320 ②	214,320 ②
西宮市		2,190 ③	5,290 ④	8,870 ④	14,030 ⑤	19,190 ⑥	140,990 ④	300,990 ④
芦屋市		2,260 ④	5,060 ③	8,660 ③	13,060 ③	17,860 ③	134,860 ③	284,860 ③
伊丹市		1,740 ①	4,640 ①	8,140 ①	11,840 ①	15,740 ①	99,740 ①	204,740 ①
川西市		2,800 ⑥	5,800 ⑥	10,200 ⑥	16,300 ⑥	22,400 ⑦	163,900 ⑧ ⑦	348,900 ⑧
三田市		2,500 ⑤	5,500 ⑤	9,100 ⑤	13,900 ④	18,700 ④	152,700 ⑥ ⑤	327,700 ⑥ ⑤
猪名川町		3,400 ⑦	7,000 ⑦	11,400 ⑦	16,400 ⑦	18,900 ⑤	158,900 ⑦ ⑥	338,900 ⑦ ⑥
宝塚市	R10改定後	3,840 ⑧	7,400 ⑧	11,700 ⑧	17,100 ⑧	22,900 ⑧	150,040 ⑤	319,900 ⑤
	現行	2,740	5,740	9,440	14,240	19,440	131,440	277,140
	改定額	1,100	1,660	2,260	2,860	3,460	18,600	42,760
	改定率	40%	29%	24%	20%	18%	14%	15%
	R12改定後	4,390 ⑧	8,230 ⑧	12,810 ⑧	18,490 ⑧	24,570 ⑧	164,570 ⑧	339,570 ⑦
	R10改定後	3,840	7,400	11,700	17,100	22,900	150,040	319,900
	改定額	550	830	1,110	1,390	1,670	14,530	19,670
	改定率	14%	11%	9%	8%	7%	10%	6%

4-8.改定反映後の財政計画

(試算条件)

資産維持率1%

想定パターン：受水費改定（固定費：28.5%増(R10) 変動費：12.08円→14.34円(R10)→15.54円(R14)）※R8.6.29時点

下水道への貸付金返還（R11-R13：4億円 R14：3.7億円） ※端数処理のため、計算は合わない場合がある。

料金改定率（R10：25.86% R12：10.15% R14：2.2%） (単位：億円)

		R 6 実績 (2024)	R7決算見込 (2025)	R8予算 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
収益的収支	収益的収入	46.0	49.1	48.8	48.3	58.3	57.9	62.3	62.0	62.7	62.2	61.7	61.7
	給水収益	37.2	37.8	34.8	40.2	50.4	50.1	54.9	54.7	55.5	55.1	54.8	54.9
	分担金	1.6	1.5	1.2	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	長期前受金戻入	4.5	4.3	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.5	3.4	3.2	3.1	2.9
	その他	2.6	5.5	8.7	2.5	2.8	2.7	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
	収益的支出	47.4	47.4	49.3	51.0	53.3	54.3	54.6	54.5	54.9	55.5	56.2	57.2
	人件費	7.3	6.8	7.4	7.5	7.4	7.3	7.0	6.8	6.6	6.2	6.3	6.3
	受水費	12.5	13.2	12.5	13.9	15.5	15.5	15.5	15.6	15.7	15.7	15.7	15.7
	物件費等	13.0	12.5	14.3	14.9	15.1	15.3	15.6	15.9	16.3	16.5	16.8	17.1
	減価償却費	12.6	12.6	12.5	12.4	12.5	12.8	12.8	12.6	12.6	13.1	13.2	13.6
	支払利息	1.8	2.0	2.2	2.3	2.6	3.3	3.6	3.5	3.6	4.0	4.2	4.4
	その他	0.0	0.3	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
資本的収支	資本的収入	15.3	8.8	12.2	21.0	27.3	18.9	9.0	12.6	21.5	12.2	13.2	18.0
	企業債	15.0	7.7	7.5	17.6	25.1	13.5	3.7	7.5	16.0	10.9	11.9	16.5
	国庫補助金	0.0	0.6	0.7	1.2	2.0	1.1	1.0	0.9	1.6	1.0	1.0	1.3
	貸付金返還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0	4.0	3.7	0.0	0.0	0.0
	その他	0.4	0.6	4.0	2.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	資本的支出	23.9	19.2	24.0	30.8	39.9	28.3	27.7	28.6	41.6	30.1	30.8	35.5
	建設改良費	16.8	11.8	16.3	23.7	33.0	21.1	19.5	19.2	31.7	20.0	20.5	24.5
	企業債償還金	7.1	7.3	7.7	7.1	6.9	7.2	8.2	9.3	9.8	10.0	10.3	10.9
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
当期純利益		△ 1.4	1.6	△ 0.6	△ 2.7	5.0	3.6	7.7	7.5	7.8	6.7	5.5	4.5
経常収支比率		96.9%	103.5%	98.9%	94.7%	109.4%	106.6%	114.2%	113.9%	114.2%	112.0%	109.8%	107.9%
料金回収率		87.3%	88.1%	77.2%	85.9%	102.9%	100.4%	110.4%	110.2%	108.4%	106.4%	104.3%	102.5%
資金残高		25.4	22.9	18.0	16.0	20.1	25.2	25.0	27.4	27.4	27.7	27.6	27.4
企業債残高		165.3	165.7	165.4	176.0	194.2	200.5	196.1	194.2	200.3	201.3	202.8	208.4
企業債残高対給水収益比率		444.6%	438.4%	476.1%	437.8%	385.6%	400.3%	357.2%	354.8%	361.3%	365.1%	370.0%	379.6%

1. 基本料金の割合を下げるか (生活水の低廉性の確保)

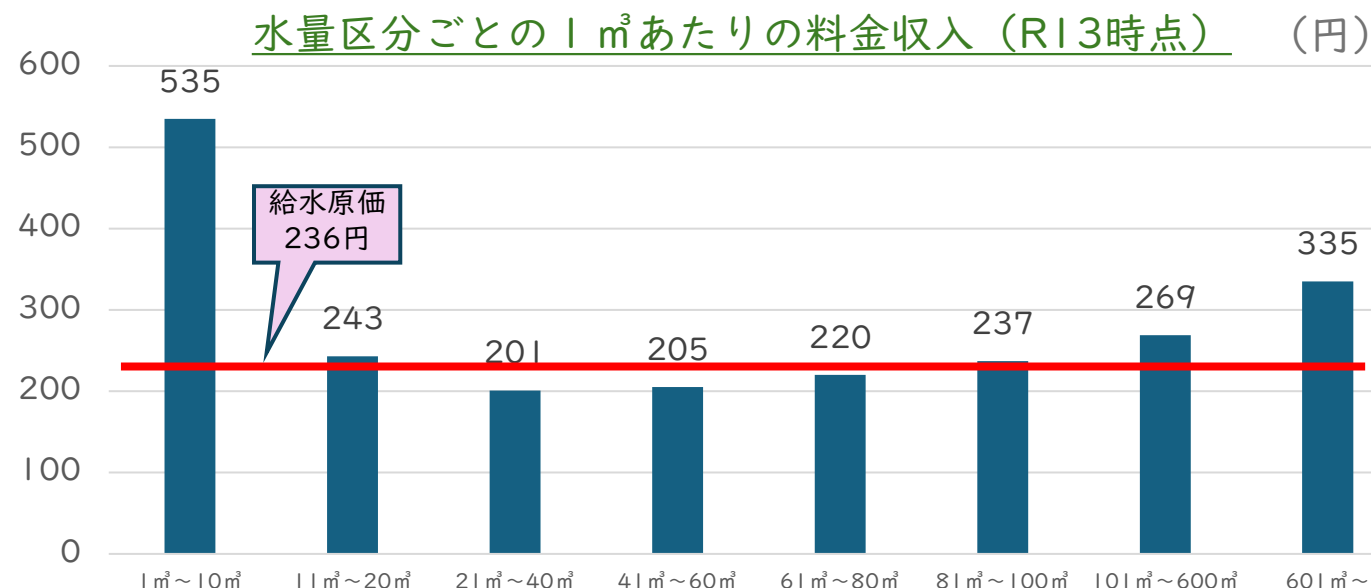
基本料金と従量料金の現在の割合を変えずに料金改定を実施する場合、13mm及び口径20mmの基本料金は、近隣市と比べて著しく高額となる。その点が、生活水の低廉性の確保を妨げる原因となっていることから、特にボリュームゾーンである口径13mm及び口径20mmの基本料金について、割合を下げるかどうか。

基本料金の状況 (円)

	口径13mm	口径20mm
現行料金	1,800	2,300
試算Fの金額 (R12改定後)	2,500	3,200
近隣市平均	1,527	1,850

2. 従量料金1㎡あたりの改定額を小口と大口で変えるべきか (生活水の低廉性の確保、給水原価を下回る部分の改定)

【試算F】の改定を行った場合、13mm・20mmでは大きな原価割れは解消しつつあるものの、まだ21㎡から60㎡で原価割れが生じている。また、基本料金を高く設定していることから、特に1㎡～10㎡、11㎡～20㎡の1㎡あたりの料金収入が高くなる傾向にある。逡増度は2.68から1.90まで改善するが、20㎡までの生活水の低廉性確保のため、大口との改定のバランスを変更すべきか。



議題2:その他

回	日程 (目安)	対象事業	議題	論点
1	4月17日 (金)	両事業	STEP1 改定の必要性	財政計画の時点修正、経営努力、近隣市等との比較から現行料金等の水準を検証
2	6月9日 (火)	水道事業	STEP2 改定内容	資産維持費、改定時期、改定率、料金体系についての検討
3	8月17日 (月)			
4	9月14日 (月)			
5	10月	下水道事業		
6	12月			
7	1月			
8	3月	両事業		